

定 款

日本出版貿易株式会社

日本出版貿易株式会社
定 款

(昭和 3 8 年 7 月全面改訂)
(昭和 4 2 年 5 月一部改訂)
(昭和 4 6 年 9 月一部改訂)
(昭和 4 9 年 5 月一部改訂)
(昭和 5 0 年 5 月一部改訂)
(昭和 5 7 年 6 月一部改訂)
(平成 4 年 6 月一部改訂)
(平成 6 年 6 月一部改訂)
(平成 1 4 年 6 月一部改訂)
(平成 1 5 年 6 月一部改訂)
(平成 1 6 年 6 月一部改訂)
(平成 1 8 年 6 月一部改訂)
(平成 1 9 年 6 月一部改訂)
(平成 2 1 年 6 月一部改訂)
(平成 2 2 年 6 月一部改訂)
(平成 2 9 年 6 月一部改訂)
(令和 2 年 6 月一部改訂)

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当会社は日本出版貿易株式会社（英文では JAPAN PUBLICATIONS TRADING CO., LTD. ）と称する。

第 2 条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都千代田区に置く。

第 3 条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の輸出入及び売買並びにその問屋業、仲立業、代理業
 - (イ) 書籍、雑誌、その他の刊行物
 - (ロ) 映像及び音声ソフト
 - (ハ) 事務機器、家庭用電気製品
 - (ニ) 医療用具、スポーツ用品、日用品雑貨
 - (ホ) 印刷事業
2. 出版物の刊行
3. 映像及び音声ソフトの企画制作
4. 学習教室の運営
5. 不動産の賃貸及び管理
6. 前各号の事業に附帯する業務

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない時は東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、240万株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

- ① 当会社は株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 1 2 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第 1 3 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

第 1 4 条（招集権者及び議長）

- ① 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。
- ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。

第 1 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 1 6 条（株主総会の決議方法）

- ① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 1 7 条（議決権の代理行使）

当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条（選任方法）

- ① 取締役は、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（代表取締役及び役付取締役）

- ① 取締役会の決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、常務取締役若干名及び取締役相談役若干名を選任することができる。
- ② 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ③ 代表取締役社長は取締役会の決議を執行し、社務を統理する。
代表取締役社長支障あるときは取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第 21 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

- ① 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- ② 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の2日前までにこれを発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会は取締役の過半数の出席によって成立し、決議はその過半数をもってする。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（相談役）

1. 取締役会の推薦により相談役を置くことができる。
2. 相談役は会社の業務について取締役会の諮問に応ずる。
3. 相談役の任期は1年とする。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条（員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 30 条（選任方法）

- ① 監査役は、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条（任期）

- ① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条（監査役会の招集通知）

- ① 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。
但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（社外監査役の責任免除）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 36 条（会計監査人の選任及び任期）

- ① 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 会計監査人の任期は、1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該株主総会において再任されたものとする。

第 37 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 38 条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

第 39 条（事業年度）

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 41 条（配当金の除斥期間）

- ① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。
- ② 未払の配当金には利息を付さない。

附 則

第 1 条

本定款第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。

なお、本条は当該変更の効力発生日をもって、これを削除する。

以 上